

月刊 労運研レポート No. 18

2015年12月10日号

- | | | |
|-------------------------------|------|-----|
| ・ 卷頭言「2015年をあらたな運動の出発点に！」 | 三澤昌樹 | 2P |
| ・ 最賃闘争に関する三つの国際報告 | 伊藤彰信 | 3P |
| ・ 米国のナショナルセンターが辺野古信吉建設反対に協力表明 | 事務局 | 5P |
| ・ 「翁長知事の陳述」要旨 | | 7P |
| ・ 辺野古の今 | 宮崎史郎 | 9P |
| ・ 「オール徳島」「オール四国」への挑戦 | 河村洋二 | 11P |

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部
気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo.co.jp

2015 年をあらたな運動の出発点に！

三澤昌樹（労運研事務局次長）

この数年「こんな状況になるとは（若い頃）考えもしなかった。」そんな思いを抱き続けているのは自分だけではないだろう。年の瀬を迎えても以前のように1年が終わったなという気分がしないのは、「この流れになんとかとどめを刺したい。」そんな思いが、日々行われる安倍政権による横暴によって切れ目なく湧き上がるからなのだと思う。とはいえ、闘いを振り返り次の一步を踏み出す糧にすることは常にしなければならない。

今年を振り返ると、運動の節目として大きな意味を持つものとして、横浜臨港パークで開催された憲法集会をあげたい。超党派の市民団体や労組が参加する 5.3 憲法集会実行委員会と平和フォーラムが主催する憲法集会がひとつになり開催されたこの集会は3万人を超える参加者で大きな成功をかちとれた。この成功は安倍政権の進める憲法破壊、原発再稼働、新自由主義路線推進の暴走に対する労働者、市民の危機感と、3・11以降の脱原発での共同闘争、13年末の秘密保護法制定に対する広範な反対運動、労働法制の改悪に対する「雇用共同アクション」、JAL 不当解雇撤回闘争などにおける労働団体における共同闘争、そしてオール沖縄での辺野古基地建設に反対する各種選挙での勝利などの積み重ねとがあって実現できたと言える。その意味で多くの共同闘争の流れが形成される中で、それがひとつに束ねられる契機となったのがこの憲法集会だったと言える。5月の青空はその門出を祝っているようであった。

安倍政権による戦後体制の否定は、2015年、労働者の働き方の基本を根本から覆す労働者派遣法改悪と、アメリカの戦争に直接加わる集団的自衛権を認める安全保障法制（戦争法）として我々につきつけられた。労働者派遣法改悪は、派遣職員の常用代替を認めるもので、雇用期限に定めのない常用労働者（正規労働者）を職場から駆逐し、モノを言えぬ派遣労働者（非正規労働者）に置き換えるという戦後労働者保護政策が柱とした労働者の働き方を根底から覆すものである。戦争法は、多国籍資本の権益を守るためには、人々の血を流すことも厭わない、そしてそれを実現するためには、民主主義否定も憲法無視も厭わない安倍政権の本質をあからさまに示した。

こうした安倍政権による憲法否定、日本を戦争国家にする矢継ぎ早の動きは、広範な人々を不安に駆り立てた。若者（SEALDs）、女性（ママの会）、知識人（学者の会）、法律家などのこれまでにない立ち上がりを促し、眠っていた60年、70年安保世代をも街頭に駆り立てた。国会前は8・30の集会で12万人集まったのをはじめ9月19日の強行採決まで連日連夜大勢の市民、労働者で埋め尽くされた。今回の人々の立ち上がりは首都一極でなく多くの地域での集会開催、400を超える地方議会での意見書・決議の採択に見られるように全国的な盛り上がりを見せた。自分がいる東京の練馬区でのローカルな「戦争法 NO! 練馬集会」にも2回にわたり各々1500名を超える区民が参加した。

こうした運動の盛り上がり、腰の座らない民主党をはじめとした国会議員を動かし参議院での院内の闘争を支えた。また院内のがんばりが国会前の運動を更に励ます好循環をつくり出していった。戦争法は成立させられたが、戦争法廃止へ「総がかり行動」を継続し、直近の参議院選挙での野党結集と勝利で戦争法廃止と安倍政権打倒しなければならない。

現在総がかり行動は、戦争法廃止への取り組みとして「戦争法廃止を求める 2000 万署名」を呼びかけている。この署名運動を成功させるには「日本会議」の動向を押さえておかなければならない。「日本会議」は安倍政権の閣僚 24 名中 21 名が所属し安倍政権を動かしていると言える極右政治団体である。その「日本会議」は、2014 年 10 月に櫻井よし子を代表にし「美しい日本の憲法をつくる国民の会」を組織した。そして、「美しい日本の憲法をつくる 1000 万署名」「地方議会での憲法改正の早期実施を求める意見書上げる活動」を進めている。この運動で 2016 年 7 月の参院選挙を勝利し、衆参 3 分の 2 の勢力を確保するとともに、改憲へ一気に進める戦略を立てている。またこの 1000 万署名を改憲の国民投票において過半数票と考える 3000 万票を確保するための組織化と位置づけている。彼らは当初 2016 年 7 月参議院選挙時に併せて「改憲の国民投票」を行うことを目標に運動を進めていた。戦争法反対の運動の盛り上がりでその予定は遅れているが、すでに 400 万を超える署名を集めているという。この動きを侮ってはいけない。

こうした草の根運動を敵は本気ですすめており、「2000 万署名」をこちらも本気になって集めなければならない。そして本気になって集めれば集めるだけ彼らのこうした動きと激突し、どちらが組織するかの攻防が繰り返されることが想定される。そこではひとりひとりの奪い合いで署名を集めていく思想性が問われるということを肝に銘じ、運動を組織しなければならない。

この夏の一連の闘いは一部では「15 年安保闘争」とも言われている。しかし労働運動に関わる立場の人からは、60 年安保に比べ労働組合が運動の中心にいないことが指摘される。連合本体が姿を現さないだけでなく、それなりに頑張っている組合でも取り組みが十分だったかを振り返る必要があるだろう。また働く者の 4 割に達した非正規をこうした運動に招き入れられないでいる弱さを早急に克服しなければならない。彼らを「美しい日本の憲法をつくる 1000 万署名」に絡め取られてしまうことがないように真剣に考えなければならない。

最賃闘争に関する三つ国際報告

伊藤彰信（労運研共同代表）

先月号で書いたケント・ウォンの講演会に続いて、11 月は最賃闘争に関する三つ国際報告を聞く機会がありました。ひとつ目は、今年 8 月にブラジルで開かれた「ファス

トフード労働者世界会議」報告会での日本からの参加者とニック・ルディコフ（SEIU 全米サービス業従業員組合国際コーディネーター）さんの報告。二つ目は、ステファニー・ルース（ニューヨーク市立大学教授）さんの「生活賃金条例と最低賃金引き上げ運動」についての講演。三つ目は、ライムント・ヴァルターマン（ボン大学教授）の「なぜ法定最低賃金は必要なのかドイツにおける議論」についての講演です。

ブラジルの会議は、世界 23 カ国、200 人が参加しました。報告の中で印象に残ったことが二つあります。ひとつは各国で「ゼロアワー・コントラクト」が広がっているということです。「ゼロアワー・コントラクト」とは、賃金保障がない労働協約のことです。逆にいえば、欧米の労働協約は賃金保障があるのが当たり前ということです。賃金保障とは、不労の時があっても最低限の賃金を保障することです。アメリカの港湾労働者は、賃金保障制度を 1971 年に協定しました。所定労働時間は週 40 時間ですが、その時の賃金保障は、A クラス労働者（優先就労労働者）が週 36 時間分、B クラス労働者（二次優先就労労働者）週 18 時間分でした。その後 A クラスは 38 時間、B クラスは 28～38 時間まで上がったと聞いています。基本賃金の引き上げもありますから最低賃金保障額は上昇してきました。このように、雇用することは雇用者が労働者の最低限の所得を保障する義務を伴うものだったわけです。ファストフード労働者にも「ゼロアワー・コントラクト」の拡大が問題になる状況だということです。

もうひとつは、フランチャイズ店の問題です。フランチャイズ店が支払うロイヤリティーがあまりにも過酷で、それが労働者の低賃金になっていることです。国際的なコンビニエンスストアに働く労働者の国際的な連携をどうとるかが議論になったとのことです。

ニック・ルディコフさんは「時給 15 ドルキャンペーンは 2012 年にたった 200 人の運動から始まった。1%の金持ちと 99%の貧乏人の格差に抗議したオキュパイ運動から、奴隷状態で働いていたファストフード労働者が声を上げ始めた。今は 1100 万人の労働者の賃金を引き上げる運動になった。本当の権利は、労働者の心の中にある。賃上げに続いて、職場改善、安全衛生、労働時間とシフトの改善などにも取り組む。時給 15 ドルは来年の大統領選挙でも大きな焦点になる」と話していました。

ステファニー・ルースさんの講演については、別に報告することになっていまして、私は、印象に残ったことだけ書きます。それは、現在の連邦最賃の 7.25 ドルの根拠はないということであり、15 ドル要求の根拠もないこと（10 ドルでは低すぎるし 20 ドルでは少し高いので 15 ドルにするか程度のもの）です。もうひとつは、州、市レベルの最賃設定とリビングウェイジは、それぞれやりやすい方法で取り組んでいるのであって、理論的整合性をもって一体的に取り組んでいるものではないことです。声を上げるようになったのはオキュパイ運動であって、1%と 99%という格差にたいする怒りが運動をつくってきたし、社会的支持をえたとのことです。

ライムント・ヴァルターマンさんの話からは、多くのヒントをもらいました。ドイツは、今まで最低賃金制がなかったのですが、今年の 1 月から初めて全国一律で時給 8.5 ユーロの最低賃金制が施行されました。ドイツでは、労働組合の組織率が低下し産業別

の労働協約の適用率が低下したこと、移民労働者の流入など低賃金労働者が増大したことが、最低賃金制を導入した背景です。現行の労働協約が 8.5 ユーロを下回っていても、協定期間中は有効とのこと。そもそもドイツは労働協約の拡張適用で一定水準の労働条件を確保する協約自治のシステムだったので、最低賃金制が基本法（憲法）違反ではないかという議論があったわけですが、低賃金労働者の増大に対して協約自治が機能しなくなり、最低賃金制の必要性はどの政党も認めるところとなったわけです。8.5 ユーロ以下で働いている労働者は、旅館・飲食業、農林業、商業などで多いわけですが、全労働者の約 14%（約 540 万人）いるといわれています。

では、8.5 ユーロの根拠は何か尋ねると、いろいろ議論はあったようですが、最終的には政治的決着であり「根拠はない」という答えでした。ヴァルターマンさんの意見では、最低賃金は「持続可能な生活」を確保できるものでなければならないといえます。すなわち、最低賃金は、働いて、家庭を持ち、子どもを 2 人以上育て、安心した老後を過ごすことができるものでなければならないのです。ヴァルターマンさんの試算では、月額 722 ユーロの基礎年金支給額を確保する年金掛け金を支払うためには、週 40 時間労働で 40 年間働くとしたら 9.4 ユーロの賃金は必要だといえます。実際には、月額 1300 ユーロでも生活には厳しい金額だとのこと。

問題の立て方として、労働分野、社会福祉、産業政策を区分して対策を立てていくべきで、3 人目以上の子どもの児童手当、教育費、住宅費など公的扶助の対策は社会福祉として、最低賃金を支払うことが困難な企業の支援措置は産業政策として考えるべきで、労働分野としては、働けば最低限の生活の糧は得られるというところから出発すべきだという意見でした。最賃と年金を結び付けて考えていなかった私にとって、この意見は非常に参考になりました。社会福祉との区分を明確にして、労働現場から要求すべきことは何か。労働基準法第 1 条の「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならない」を思い出しました。「人たるに値する生活」とは何か。それを獲得するためには、それを望むものが声を上げなければならないのです。

米国のナショナルセンターが辺野古新基地建設反対に協力を表明

「11・29 辺野古に基地を造らせない大集会」が 11 月 29 日、東京の日比谷野外音楽堂で開かれ、4500 人が集まりました。集会では沖縄からの訴えがあり、安次富浩（ヘリ基地反対協議会・共同代表）さん、高里鈴代（島ぐるみ会議・共同代表）さん、大城紀夫（連合沖縄会長）さんが発言しました。

安次富さんは「今、辺野古現地ではものすごいたたかいをしている。海上保安庁は全国動員だし、警察も警視庁の精鋭部隊が前面にでて、沖縄県警を指導している。非暴力でたたかっているが、肋骨骨折が二人、胸部打撲が多数出ている。それでも、500 人、1000 人も集まれば、警察も手が出せず、工事を止めることができた」と発言しました。

高里さんは「島ぐるみ会議の代表団が 11 月 15 日から 22 日までアメリカを訪問した。

10月13日に翁長知事が埋め立て承認の取り消しを発表してことを報告するとアメリカの受け止めは今までと異なった。5月に翁長知事が訪れてときは、国と沖縄県は辺野古新基地建設を合意しており、決着済みの話と受け止める人が多かった。今回は、アメリカは沖縄の民意に反して工事を推進する当事者であると訴えた」と述べました。バークレー市議会は本会議で沖縄の人々を支援する決議を採択しました。

大城さんは「アジア太平洋系アメリカ人労働者連盟（APALA）が沖縄決議を採択し、沖縄の人々と連帯して、辺野古と高江の基地建設に反対することを表明した。アメリカのナショナルセンターであり約1200万人を組織する米労働組合総同盟産別組合会議（AFL-CIO）のキャッシー・ファインゴールド国際部長と会談し、『AFL-CIOとしても平和へのたたかいを広めていきたい』との協力表明をうけた」と労働組合との交流について報告しました。（APALAの決議を掲載しました）

集会で気になったことは、内山さと子（武蔵野市議会議員）さんの発言です。内山さんの話では、名護市の基地建設推進議員が、全国の市議会議長あてに「沖縄の米軍普天間飛行場の代替施設建設の早期実現を求める陳情」を出しているとのこと。今月中にも各議会で審議されることになるようです。陳情を採択させないようにしなければなりません。

APALA 沖縄決議

アジア太平洋系アメリカ人労働者連盟（APALA）は、平和と正義に深く貢献し、「環太平洋パートナーシップ」（TPP）に反対しています。

沖縄の大多数の人びとは、沖縄、辺野古への米軍基地拡大要求に反対しています。

平和運動と労働運動の勇気ある活動家たちが、辺野古と高江で、1日24時・週7日間体制の長い月日に及ぶキャンプに取り組み、米軍基地の拡大に抗議しています。

日本の人びとは、再軍事化を図る安倍首相に反対し、大規模な抗議デモに至っています。

TPPは環太平洋地域の労働者に言いしれぬ苦痛を与える貿易協定であるうえに、太平洋に戦争と侵略を準備する軍事協定でもあるのです。

よって、私たちは次の通り決議します。

アジア太平洋系アメリカ人労働者連盟（APALA）は、沖縄の人びとに連帯し、辺野古と高江における新基地建設と、沖縄の米軍基地拡大に反対します。

APALAは、オバマ大統領と連邦議会の主要な議員に対し、沖縄の米軍基地拡大に抗議を表明する書簡を送ります。

APALAは、沖縄の人びとを支援し沖縄の米軍基地拡大に抗議する運動を奨励するよう、アメリカ労働運動の指導者たちに声を届けます。

2015年11月15日

APALA National Executive Board

（アジア太平洋系アメリカ人労働者連盟全国執行委員会）

FOR IMMEDIATE RELEASE
November 24, 2015

WWW.APALANET.ORG

Contact: William Chiang
wchiang@apalanet.org
(202) 508-3733

**APALA's National Executive Board Welcomes All Okinawa Council
and Adopts Resolution to Stop U.S. Military Base Expansion in Henoko**



(Washington, DC) - The people of Okinawa have been protesting the development of a new U.S. military base in Henoko for decades. Despite the widespread opposition in Japan, Prime Minister Abe Shinzo has continued to support the construction of the base. [Massive protest have erupted in Japan](#) while a courageous group of Okinawan labor and peace activists set up a peace encampment at Henoko for many months to oppose the U.S. military base expansion.

翁長知事の意見陳述

代執行訴訟の被告として、2日の口頭弁論で意見陳述に立った翁長知事は、10分間にわたって、「沖縄の歴史」「自己決定権」「基地経済・沖縄振興」「地方自治」にわけ、主張をしたと報道されている(12/3付、沖縄タイムス)。以下、同タイムスより引用した意見陳述要旨である。

■ 沖縄の歴史

翁長知事は、約500年間の琉球王国時代に始まり、抵抗する琉球に対し軍隊を伴って「琉球処分」として併合された歴史にさかのぼった。そして翁長知事が普天間飛行場返還問題の「原点」として繰り返し取り上げてきた強制接収に触れた。「収容所から古里に帰ってみると普天間飛行場をはじめ米軍基地に変わっていた」とし、その後も住宅や土地が烈駆剣とブルドーザで強制的に接収されたと訴えた。

1952年のサンフランシスコ講和条約で米軍の施政権下に置かれた沖縄が「無国籍人」となり日本国憲法の適用を受けなかった一方、基地を抱えることで日米安保体制と日本の平和と高度成長を陰で支えてきたと戦後の状況を説明した。

政府が一昨年、同条約が発効した4月28日を「主権回復の日」として式典で万歳三

唱をしたことには沖縄にとっては悲しい、やるせない式典「全く別々の人生を歩んできたような気がする」と表現した。

■基地経済・振興

「沖縄は基地で食べている」「振興策をもらっていながら甘えるな」など、沖縄に対して投げられる誤解への反論と説明も盛り込んだ。これらの指摘に翁長知事は数字を引用し、「基地経済で成り立っているという話は今や過去のもので完全な誤解」と訴えた。

翁長知事は基地関連収入への依存などの誤解に「これくらい真実と違い沖縄県民を傷つける言葉はない」と行政を預かる県民の代表として力説した。

基地関連収入が県のGDPに占める割合を終戦直後は50%、本土復帰時は約15%、近年は約5%と推移を説明し、基地の存在は今や「沖縄経済発展の最大の阻害要因」と力説。那覇市の新都心地区が、返還前に比べ経済効果が32倍の1634億円、雇用が100倍の1万6千人に増えたと示した。

沖縄振興については（他都道府県と異なり、復帰当時から沖縄開発庁や内閣府で各省庁の予算を一括計上し、沖縄県単体の予算が発表される制度にも言及。地方交付税と国庫支出金等の県民一人当たりの額は、全国で6位であることなども取り上げた。

その上で、「沖縄が日本に甘えているのか。日本が沖縄に甘えているのか。ここを無視して沖縄問題の解決はできないと断言する」と訴えた。

■自己決定権

自己決定権を重視する県民の思いを説明するため、翁長知事は米軍施政権下で強制接收された土地を強制的に買い上げる1956年の「プライス勧告」を取り上げ、「基地の在り方に、沖縄の自己決定権を主張できる素地がつくられ、私たちに受け継がれている」と、県民の思いを代弁した。戦後で貧しかったが、「県民は心を一つにして撤回させた」と経緯を紹介した。

昨年の一連の選挙で新基地建設に反対する民意が示された後も、建設を強行しようとする政府の姿勢を指摘し「米軍基地に関してだけは、米軍施政権下と何ら変わりない」と批判した

■地方自治

埋め立て承認の取り消しから裁判に至るまで、翁長知事が繰り返す地方自治の在り方について、翁長知事は「日本には本当に地方自治や民主主義は存在するのか」「沖縄県にのみ負担を強いる今の日米安保体制は正常といえるのか。国民の皆さま全てに問い掛けたい」と呼び掛けた。裁判の争点は「承認取り消しの是非だけではない」と訴え、国土面積の0.6%しかない県内に73・8%の米軍専用施設を集中させ続けている負担の不均衡を指摘。「沖縄、そして日本の未来を切り開く判断をお願いします」と冒頭陳述を締めくくった。

10月13日、翁長知事は、埋め立て承認を取り消し、沖縄防衛局(沖防)に即刻通知しました。新基地建設工事は、法的根拠がなくなり違法となりました。ところが、安倍政権は国交相に知事の決定を一時執行停止する命令を出させました。その上、地方自治法による代執行手続きに入っています。

国交相の執行停止命令後、10月29日から厳しい闘いが始まっています。連日、早朝から数百名の市民が体を張って工事関係車両の阻止行動を行っています。政府は本体工事に着工したと喧伝していますが、全くのウソです。単に準備工事を再開したにすぎません。機動隊150人以上動員しながら、搬入したものはコンボや破砕機、水槽、クレーンのマストなどです。作業員も陸海合わせて50人程度でしょうか。本体工事でないことは明白です。

昨年7月から始まったキャンプシュワブゲート前での座り込みは、やがて500日になろうとしています。沖防は、辺野古漁港周辺を作業ヤードとする当初計画を早々に諦め、シュワブ基地内を作業拠点としました。勿論、市民の抗議行動を避けるためです。したがって、新基地建設に関わる人や重機、資材を基地内に入れない闘いは大変重要です。

ゲート前行動は1月から24時間体制となりました。24時間体制を長期に続けることは大変厳しいですが、多くの市民の献身的努力と全国からの様々な支援で維持されていると実感しています。

久辺(クベ)3区への振興費

安倍政権は、新基地建設に反対する稲嶺名護市長をないがしろにするため、基地負担に対する振興費を名護市ではなく、行政区(同市には53区ある)に直接渡すことを決めました。久辺3区は、辺野古、豊原、久志です。辺野古区はボス支配が続いているようです。民主化を実現しようと粘り強い活動も続けられています。久志区は新基地建設反対の決議を何度もあげてきました。今回の振興費を受け取るか否か、区の総会で決めるようです。一方、政府が地元と言っていない二見以北10区の住民は、騒音被害を受けるのは自分たちだとして、新基地建設反対を訴えています。安倍政権は反対の地元の民意は黙殺しています。「直近の地元」のみを金で囲い込み、県民の分断を露骨に行っています。地方自治を無視し、民主主義を権力で破壊する植民地政策にほかなりません。

闘いの展望

翁長県政は11月2日、国交相の執行停止命令に対し、国地方紛争委に申し立て、反撃を開始しました。稲嶺名護市長は、基地内に遺跡を指定し文化財調査をしようとしています。さまざまな行政上の方策が検討されており実施されるでしょう。

翁長知事誕生の原動力「オール沖縄」方式で、「(仮称)オール沖縄県民会議」が立ち上がりました。政党、市民団体、労組、企業、行政も参加する画期的なものになります。勿論、ヘリ基地反対協や平和運動センターも有力な構成団体です。

辺野古現地での闘いを重視していくことが確認されています。更にさらに大きく広げ、米軍との直接的対峙に発展していくと思います。そして宜野湾市長選挙（来年1月）や県議会議員選挙（6月）に勝利していくことが必要でしょう。辺野古の現場にシムラ宜野湾市長候補予定者のノボリがはためいています。

大衆運動と政党、行政、議員、専門家集団などが有機的結びつく辺野古の闘いは、県民の民意に支えられ、新基地建設を阻止できるという確信を深めています。現地への一層ご支援をお願いします。 発信者 大阪市 宮崎史朗

【訴訟の今後の展開】

翁長雄志知事の埋め立て承認取り消し以降、国と県は現状では三つの場で争うことになる。

国地方係争処理委員会（係争委）の審査と、福岡高裁那覇支部での代執行訴訟、県が提起を予定する抗告訴訟だ。

係争委は承認取り消しの効力を停止した石井啓一国土交通相の決定を違法として、県が審査を申し出ている。11月13日に初会合が開かれ、委員から出た質問に国と県の双方が答えた。第2回の会合は未定だが、来年1月31日までに審査結果を報告することになっている。県は、一般国民の救済目的とする行政不服審査制度では、国の一機関の沖縄防衛局に申し立てる資格はないにもかかわらず、国交相がその資格を認め効力停止を決定したのは違法と主張。一方、地方自治法は「不服申し立てに対する決塵など」を係争委審査の対象外としており、実質的な審議に入るかが焦点となっている。

代執行訴訟は、地方自治法245条8の3に基づき、国が、翁長知事の承認取り消しを違法として起こしたものだ。2日に第1回口頭弁論が終わり、来年1月8日に第2回、同29日に第3回の口頭弁論を開く方針を確認している。

抗告訴訟は、行政事件訴訟法に基づき、県が国交相の決定取り消しを求める。地自法で議会の議決が必要と定めていることから、県は8日、開会中の県議会11月定例会に議案を追加。総務・企画委員会の審議を経て、18日の最終本会議で採決される見通し。

同時に国交省の決定の執行停止を申し立てる方針で、裁判所が緊急性を認め、執行停止を決定すれば、承認取り消しの効力は復活し、防衛局は辺野古の押立て作業を進める根拠を失う。

【参議院選情報】

「民主主義って何だ！ これだ！」の連呼とともに2015年「戦争NO!」の運動が、沖縄の信吉建設反対・脱原発のたたかいなどと連なり大きなうねりとなりました。

この運動の背景には、戦後70年を迎える憲法体制の総破壊、ひいては社会の土台が崩れていくことへの危機感があります。この危機感は私たちも共有していると思います。若者や政治を動かそうと立ち上がった市民の間から、来夏の参議院選で野党は力を合わせてほしいとの声は強まっています。共同を求める市民の声にどう応え、現実のものにできるか、政党はもちろん、私たち労働運動の活動家を自称する人たちにも責任があるでしょう。

前号で、労運研の呼びかけ人でもある高知・山崎秀一さんより『『オール高知』の体制づくりへの挑戦』を寄稿いただきました。今号は、合併区の相手でもある徳島より意欲的な取り組みの現状報告をいただきました。ぜひ、各地での取り組みもご報告ください。

「オール徳島」「オール四国」への挑戦

河村洋二(徳島港湾ユニオンセンター)

「安全保障関連法(戦争協力法)を廃止させるには、まず来夏の参議院選挙で自公に勝利しなければならない。そのためには野党がバラバラではだめだ。オール沖縄の経験に倣ってオール野党とかオール徳島をつくって県民に自公候補に代わる選択肢(受け皿)を提供しよう」という意思統一のもとに「オール徳島」づくりの準備が、お盆ごろから始まった。

10月から「オール徳島」始動

10月8日、社民、新社会、自治労、全港湾などの有志が集まり参議院選挙懇談会が開かれ、オール徳島づくりの呼びかけ人として元参議院議員、学者、文化人、人権平和運動センターなどから8氏を選出、市民団体、労働団体など20団体の代表及び個人に呼びかけることにした。その結果10月26日、8氏15団体の代表の賛同を得て、「オール徳島」(憲法を尊重し、安保関連法案を廃止させるオール徳島懇談会)が発足した。

そして民主、社民、共産、新社会、連合徳島に「オール徳島」の運動に協力要請を行うとともに、早期の統一候補者づくりを行うよう「オール徳島」として申し入れた。各政党、団体からは趣旨に賛成の意向表明があり、共産党からは「9・19声明が基本だが統一候補づくりのためには候補者(三ヶ尻候補)調整もありうる」との表明もあり、オール徳島づくりに弾みがついた。

第2回(11/9)「オール徳島」懇談会では、オール徳島の運動の進め方について議論。オール高知(戦争させない、行かない、高知憲法アクション)との交流会(11/19)、オール徳島の記者会見(11/25)、オール沖縄にまなぶ学習会(11/28)に取り組んだ。

また、「オール徳島」の動きを知って呼びかけ人としてさらに14人が加わり、この時点で呼びかけ人は34人に拡大した。

参院選での共闘にむけて

第3回(12/2)「オール徳島」懇談会は、民主党内の候補者一本化(大西聡弁護士＝徳島、武内則男元参議院議員＝高知)の状況報告を受け、早期に候補者の一本化を図り、反戦争協力法の統一候補を実現するように民主党に申し入れることを確認するとともに、今後の取り組みとして「オール徳島」の運動拡大に向けて①「オール徳島1万人賛同署名活動」(3月集約)に取り組むこと、②「戦争法の廃止を求める2000万署名活動の実施」、③12月から1月末まで県内キャラバンを実施、④1月末にシールズの応援(依頼中)を受けて大集会の開催、⑤ホームページの立ち上げなどを確認し、オール徳島のムードを盛り上げていくこととなった。

また、参議院選挙では徳島・高知選挙(合区・定数1)となるのでオール高知との連携を深めていくことも確認。オール高知との交流で申し合わされた「オール徳島」・「オール高知」の共同テーブルを大いに活用して、情報と活動の交流を密にしていくことにした。

いま「オール徳島」の運動が徐々に大きくなりつつある。賛同署名行動や県内キャラバンでオール徳島ムードを一気に盛り上げたいと思っている。

「オール四国」めざす

なお、四国では愛媛でもオール愛媛の運動が進められている。高知、徳島、愛媛と県の共闘状況によって微妙な違いはあるが、オール沖縄の教訓を活かそうと知恵と工夫が行われている。香川でも社民党によって候補者づくりが進められているが、それがオール香川になるよう期待しているところである。そして、その動きがオール四国?に発展するよう願っているところである。

△【編集後記】日韓労働運動連帯の旅」を企画した。▼11月14日に開催された「韓国労働者、農民、貧民、青年学生など13万人が結集した「民衆総決起集会」への参加と韓国民主労総、鉄道労組、通信民主労組、アルバ連帯(アルバイト労組)や旭ガラスファイブインテックコリア争議等、闘争現場の見学と交流を目的とした。▼労働研有志が企画した訪韓団である。中岡基明団長(労働研共同代表・全労協事務局長)に、坂口国労委員長以下、20人が東京・名古屋・大阪から参加した。現地では九州から参加した郵政ユニオンの三人の仲間も企画の一部に合流参加した。▼韓国側の窓口は「左派労働者会」、2012年4月結成され、初代代表は民主労総副委員長も歴任したホ・ヨングさん。創立宣言に「資本主義と金融収奪体制を終わらせるためにたたかう・非正規不安定雇用労働者の立場と境遇からたたかう・民主労組運動の革新と労働者階級の政治実現のためにたたかう」と目的を掲げており、昨年の民主労総直選制実現のために奮闘し、ホ・ヨングさん自身も委員長に立候補した。

次号から「訪韓交流報告」を連載します。

千葉